

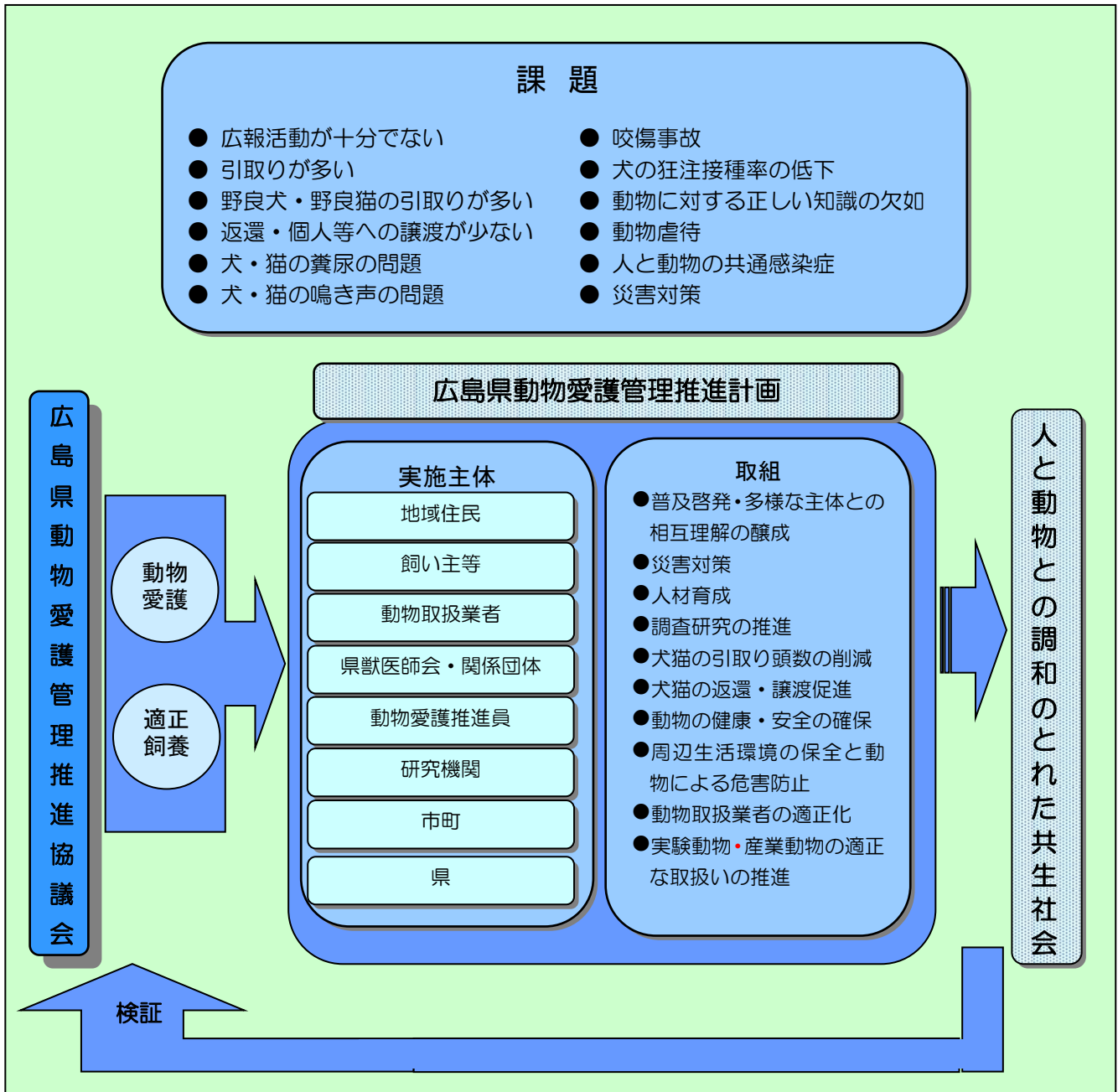
広島県動物愛護管理推進計画（概要版）

～令和3年度見直し～

本計画は、少子高齢化、核家族化が進行する中での、動物飼養への志向の高まりなど、今日の動物を巡る状況を踏まえ、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向け、動物愛護管理に関わるすべての人々が取り組む具体的な計画として策定しています。

地域住民	飼い主等	動物取扱業者	県獣医師会、動物愛護団体等の関係団体・ボランティア
動物愛護推進員	研究機関	市町	県

それぞれの立場で連携・協働し施策を推進していくことにより、各地域においてより良いコミュニケーションを図り、「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現しようとするものです。



1 計画の概要

(1) 位置付け

「動物愛護管理法」第6条に基づく県の計画

(2) 対象

地域住民，飼い主，動物取扱業者，県獣医師会，動物愛護団体等の関係団体・ボランティア，動物愛護推進員，研究機関，市町，県

(3) 基本理念と目指す姿

基本理念	「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現
目指す姿	「動物愛護」と「適正飼養」に対する理解が進み，動物の虐待や遺棄，無責任なエサやり等の不幸な命を生み出す行為が減少しており，県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られている状態

(4) 計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）

(5) 数値目標

指標	現状（令和元年度）	目標（令和12年度）
犬猫の収容頭数※1	4,715頭	3,300頭 （令和元年度比30%減）
個人への譲渡率※2 （県センターの目標）	9% （譲渡221頭/引取2,529頭）	26% （譲渡486頭/引取1,843頭）

※1 遺棄や放し飼い，不妊去勢手術を行わないこと，野良犬・野良猫への無責任な餌やり等を減少させることができれば，地域に生息している野良犬・野良猫が減り，ひいては「犬猫の収容頭数」の減少に繋がるため指標に設定

※2 現在，収容した犬や猫は国の動物愛護管理基本指針に示される「譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）」ものを除き全てを譲渡できている。しかし，その大部分は特定の動物愛護団体への譲渡のため，今後も事実上殺処分のない状態をより安定して継続していくためには，他の動物愛護団体や個人への譲渡を推進して譲渡先を分散することが重要となる。このようなことを踏まえ指標に設定

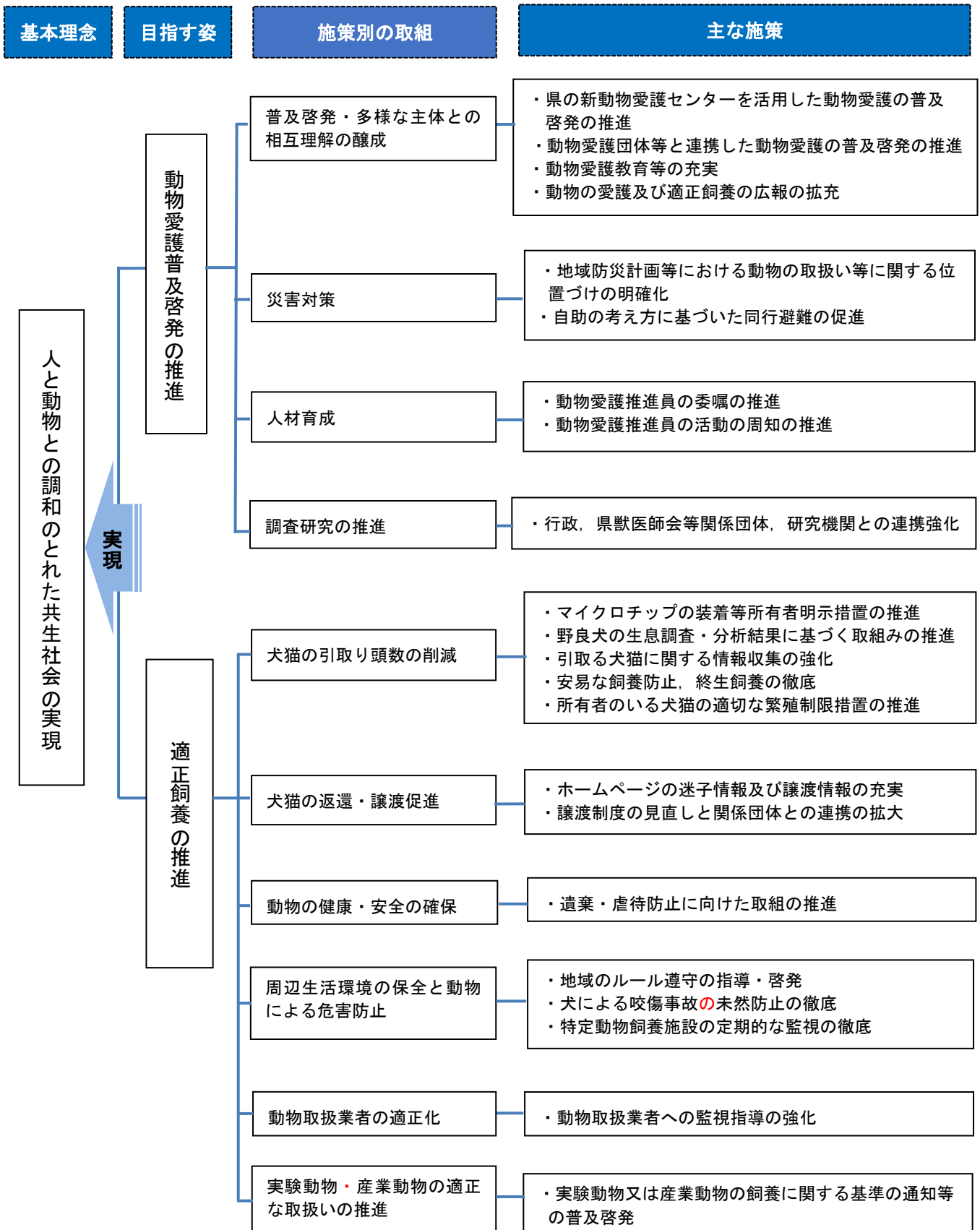
(6) 活動指標

活動指標	現状	目標
マイクロチップ装着率 ※1	犬 R1年度：11.8% 猫 R1年度：2.2%	犬 R12年度：85% 猫 R12年度：50%
新動物愛護センター来場者数※2	H27-R1年度平均：3,500人	R7（開設3年後）：7,000人 （現状値の2倍） R12：7,000人を維持

※1 マイクロチップの装着により遺棄・虐待や犬の放し飼い等が抑制されるとともに，迷子となった犬猫が飼い主に返還されることにより野良犬・野良猫の減少に繋がるため設定

※2 来場者数の増加は「動物愛護」と「適正飼養」の普及啓発の推進や，個人への譲渡の推進に繋がるため設定

【施策体系図】



2 令和3年度見直しの考え方

令和元年の動物愛護管理法改正や、これまでの県の取組の現状と課題踏まえて本計画の取組に反映するとともに、令和5年開設予定の県の新動物愛護センターを活用した取組を盛り込みました。また、施策を「動物愛護普及啓発の推進」と「適正飼養の推進」に大別しました。

(1) 動物愛護管理法の主な改正内容を反映

- 動物愛護管理法の改正内容を踏まえた動物取扱業への立入検査の実施
 - ・施設の規模、従事する職員数、出産回数等の規定の遵守状況の確認・検査を実施
- マイクロチップ装着の推進
 - ・動物取扱業者に課されたマイクロチップ装着義務の遵守状況の確認・検査を実施
 - ・努力義務とされた一般飼養者等へのマイクロチップ装着の取組みを強化

(2) 本県の動物愛護管理の現状と課題を踏まえ取組に反映

- 野良犬・野良猫の減少に係る取組の強化
- 個人の方や小規模の動物愛護団体等への譲渡の推進に係る取組を強化

(3) 県の新動物愛護センターを活用した取組を盛り込む

- 県の新動物愛護センターにおける各種イベントの充実
 - ・県の新動物愛護センターにおいて、民間と連携したイベント、各種教室、譲渡会等を開催するなどして個人譲渡及び普及啓発を推進

(4) 施策の大別と活動指標の設定

ア 動物愛護普及啓発の推進

目指す姿 (10年後)	「動物愛護」に対する理解が進み、県民は命ある動物の適切な取扱いについて、また所有者等は自らの責任と動物の習性に係る知識等について学ぶ機会が増加し、「適正飼養」につながる機運が醸成されています。
施策分類	① 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成 ② 災害対策 ③ 人材育成 ④ 調査研究の推進
活動指標	県の新動物愛護センター来場者数

イ 適正飼養の推進

目指す姿 (10年後)	「適正飼養」に対する理解が進み、動物の虐待や遺棄、無責任な餌やり等の不幸な命を生み出す行為が減少しており、県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られています。
施策分類	⑤ 犬猫の引取り頭数の削減 ⑥ 犬猫の返還・譲渡促進 ⑦ 動物の健康・安全の確保 ⑧ 周辺生活環境の保全と動物による危害防止 ⑨ 動物取扱業者の適正化 ⑩ 実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進
活動指標	マイクロチップ装着率